

熊谷市庁舎整備検討委員会設置要綱

(令和5年12月12日市長決裁)

(設置)

第1条 本庁舎の整備に関し、必要な事項の検討を行うため、熊谷市庁舎整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本庁舎の整備に係る必要な事項の検討に関すること。
- (2) 分庁舎方式の解消に係る必要な事項の検討に関すること。
- (3) 北部地域振興交流拠点へ移転する庁舎機能の検討に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、庁舎の整備に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって20人以内で組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員は次に掲げる者の中から市長が任命又は委嘱する。
 - (1) 副市長
 - (2) 市議会議員
 - (3) 建築・土木及び官民連携等に関する専門知識並びに経験を有する学識経験者
 - (4) まちづくりに関する有識者
 - (5) 公募市民
 - (6) 市職員

(委員長等の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、任命又は委嘱の日から令和7年3月31日までとする。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長はその議長となる。

- 2 委員長は、委員が委員会に欠席する場合には、当該委員の代理者の出席を求めることができる。
- 3 やむを得ない事情により会議の招集が困難であると委員長が認めるときは、委員長は書面等による協議をもって会議に代えることができる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、その所掌事務に関し必要と認めたときは、会議に関係職員
その他関係人の出席を求めてその意見及び説明を聴き、又は資料の提出を求
めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合政策部企画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委
員長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月12日から施行する。